

第7回 E S T交通環境大賞 募集要項

主 催：E S T普及推進委員会、

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

後 援：国土交通省、警察庁、環境省、一般社団法人日本自動車工業会、

公益社団法人日本バス協会、一般社団法人日本民営鉄道協会

協 力：公益社団法人土木学会、一般社団法人交通工学研究会、

公益社団法人日本交通計画協会、

一般財団法人日本自転車普及協会、

一般社団法人日本シェアサイクル協会

第7回 E S T交通環境大賞 募集要項

1. 趣旨

E S T（環境的に持続可能な交通）は、運輸部門における環境負荷の削減、とりわけ脱温暖化社会を目指した長期的・継続的な取り組みです。このE S Tは、O E C D（経済協力開発機構）において提案され、わが国でも国土交通省などがモデル事業を展開してきました。また、平成18年度からは、学識経験者、関係団体、関係省庁等からなるE S T普及推進委員会のもとで、E S Tの普及活動を展開してきました。

E S T普及推進委員会では、わが国におけるE S Tの更なる普及のためには、自治体が長期的視野に立って交通・環境政策を策定・実施することを促すと共に、「地域で交通環境対策を実践している団体（自治体、企業、市民団体等）の優れた取り組み事例を発掘し、広く紹介する」ことが重要であると考えています。

そこで、地域の交通環境対策に関する取り組み事例を発掘し、優れた取り組みの功績や努力を表彰するとともに、その取り組みを広く紹介し、普及を図るために、E S T交通環境大賞を平成21年度に創設し、今年度で7回目となります。

以下をご覧いただき、全国各地で交通環境対策に取り組まれている自治体、企業、市民団体等の皆様が応募されることを期待しています。

2. 賞の種類

◆大賞 …… 2点（下記の各1点）を予定

最も優れている地域の交通環境対策の取り組みを表彰（国土交通大臣賞、環境大臣賞）

◆優秀賞 …… 1点を予定

大賞に準じて優れていると評価される取り組みを表彰

◆奨励賞 …… 2点（下記の各1点）を予定

- ・地域に根ざし日々努力を重ねている団体の功績に対する表彰
- ・個別取り組みで顕著な成果を上げているものを表彰

3. 募集内容

以下の条件を満たした、地域の優れた交通環境対策の取り組みを募集します。

応募時点で、最低6ヶ月間は応募した取り組みを続けていること

但し、社会実験等については、対象地域において継続的に取り組む予定であれば、6ヶ月に満たない取り組みについても、応募可能です。

4. 応募資格

本表彰制度への応募は自薦または他薦によるものとし、それぞれ以下の条件を満たせば、応募可能です（但し、主催団体・後援団体等は応募できません）。

（自薦）

応募団体は、自治体、企業、または NPO 等※であること

※ 自治会等の任意団体であっても、応募可能です。

（他薦）

推薦者は、地域の交通環境対策に関する有識者であること

推薦する取組みの実施団体は、自治体、企業、または NPO 等※であること

※ 自治会等の任意団体であっても、応募可能です。

尚、本表彰制度では、複数の団体による応募や協議会での応募を奨励しています。

5. 審査基準

以下の基本方針と主な審査基準に基づいて審査します。

ただし、奨励賞については

- ① 地域に根ざし継続的に努力を重ねていること、
又は
- ② 個別の取組において顕著な成果を上げていること、
を考慮して審査します。

＜基本方針＞

- 中長期的な視野で環境問題を考えた場合、これから重要となることが予想される交通環境対策であること
- 「環境、経済、社会」の各側面に関する持続可能性への配慮に努めている交通環境対策であること
- 自治体、交通事業者、地域住民やその他関連する団体等と適切に連携している交通環境対策であること

＜主な審査基準＞

- 基礎的な事項（実績、新規性・独創性、適時性・話題性、普及可能性、経済性）
- 環境改善効果（対策の将来性、環境改善量、実施期間）
- 地域の持続可能性（環境面の評価、経済面の評価、社会面の評価）
- 各主体との適切な連携（自治体、交通事業者、地域住民、その他関連する団体等）

6. 審査方法

応募案件は、事務局による予備審査を経た後、E S T普及推進委員会に設置した審査委員会において審査を行います。

＜審査委員＞（予定）

有識者 3 名

国土交通省

警察庁

環境省

一般社団法人日本自動車工業会

公益社団法人日本バス協会

一般社団法人日本民営鉄道協会

※審査委員長は、有識者の予定。

7. 応募方法

別紙の応募申請書※及び応募様式に必要事項を記入の上、2015 年 9 月 30 日（水）締切（消印有効）で、環境的に持続可能な交通（E S T）普及推進委員会事務局まで送付して下さい。

（応募期間：2015 年 7 月 1 日＜水＞～9 月 30 日＜水＞）

※自薦の場合は様式 1、他薦の場合は様式 2 になります。

・応募単位は各団体が実施している交通環境対策群※です。

※交通環境対策群のなかの対策が一つであっても応募は可能です。

・応募の際には、応募案件に関する説明資料としてパンフレットや写真等を添付して下さい。

・応募書類は返却いたしません。

■**応募書類**（応募案件 1 件につき）※郵送、電子メールの両方が必要です

郵送にて

- 応募申請書 及び 応募様式 各 1 通

（応募申請書 及び 応募様式は <http://www.estfukyu.jp/kotsukankyotaisho6.html> よりダウンロードできます）

- 応募案件に関する説明資料 各 2 通

※過去に応募された内容を再応募する場合は、過去の応募内容との違いを説明した資料を添付してください。（様式自由）

電子メールにて

- 応募申請書（Word）及び応募様式（Excel）を添付し送信

※ メールが使えない場合は、データをメディアに入れて送付

8. 結果発表

2016 年 1 月に E S T ポータルサイト (<http://www.estfukyu.jp/>) にて公表し、同時に授賞者には直接通知します。選外となった応募団体には、特に通知はしません。

9. 表彰式

2016 年 2 月に東京で開催予定の第 9 回 E S T 普及推進フォーラムのなかで、授賞団体を表彰します。授賞団体には授賞した取組みに関する発表を依頼する予定です。

10. スケジュール

(2015 年)

7 月 1 日～9 月 30 日 応募期間

(2016 年)

1 月 審査結果の公表

2 月 授賞団体の表彰

【環境的に持続可能な交通（E S T）普及推進委員会事務局】

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

交通環境対策部 （担当：熊井）

〒102-0076 東京都千代田区五番町 10（五番町 KU ビル 3 階）

TEL：03-3221-7636 E-mail：EST@ecomoto.or.jp